

令和4年第3回

小松市議会定例会議案

令和4年(2022年)6月

目 次

議案番号	議 件 名	頁
議案第33号	工事請負契約について……………	1
議案第34号	工事請負契約について……………	3
議案第35号	令和4年度小松市一般会計補正予算（第1号）……………	5
議案第36号	小松市税条例等の一部を改正する条例について……………	9
議案第37号	小松市本社機能立地促進のための市税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について……………	15
議案第38号	小松市病院事業の設置並びに管理条例の一部を改正する条例について……………	17
議案第39号	専決処分の承認を求めることについて……………	19
報告第1号	令和3年度小松市一般会計繰越明許費繰越計算書……………	47
報告第2号	令和3年度小松市一般会計事故繰越し繰越計算書……………	51
報告第3号	令和3年度小松市産業団地事業特別会計繰越明許費繰越計算書……………	53
報告第4号	令和3年度小松市水道事業会計予算繰越計算書……………	55
報告第5号	令和3年度小松市水道事業会計予算繰越計算書……………	57
報告第6号	令和3年度小松市下水道事業会計予算繰越計算書……………	59
報告第7号	専決処分の報告について……………	61
報告第8号	法人の経営状況の報告について……………	65
報告第9号	法人の経営状況の報告について……………	77
報告第10号	法人の経営状況の報告について……………	89
報告第11号	法人の経営状況の報告について……………	107

工事請負契約について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1 契約の目的 小松市立国府中学校大規模改造工事（建築）
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 金179,300,000円
- 4 契約の相手方 小松市浮城町76番地1
株式会社トーケンリンク
代表取締役社長 伊野 博俊

工事請負契約について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1 契約の目的 小松市立高等学校校舎大規模改造工事（建築）
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 金196,680,000円
- 4 契約の相手方 小松市串茶屋町い198番地
道場建設株式会社
代表取締役 道場 義継

令和4年度小松市一般会計補正予算
(第1号)

令和4年度小松市の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,244,950千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48,214,950千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 既定の地方債の補正は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
16	国庫支出金	8,749,279	586,498	9,335,777
	2 国庫補助金	3,219,999	586,498	3,806,497
19	寄附金	304,701	500	305,201
	1 寄附金	304,701	500	305,201
20	繰入金	1,073,794	258,264	1,332,058
	1 基金繰入金	1,025,419	258,264	1,283,683
21	繰越金	1	29,888	29,889
	1 繰越金	1	29,888	29,889
22	諸収入	613,141	350,000	963,141
	4 雑入	482,465	350,000	832,465
23	市債	4,175,300	19,800	4,195,100
	1 市債	4,175,300	19,800	4,195,100
	歳 入 合 計	46,970,000	1,244,950	48,214,950

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	議会費	351,831	800	352,631
	1 議会費	351,831	800	352,631
3	民生費	16,911,577	278,366	17,189,943
	1 社会福祉費	7,695,845	128,400	7,824,245
	2 児童福祉費	8,315,908	139,966	8,455,874
	3 生活保護費	899,824	10,000	909,824
4	衛生費	3,036,308	800	3,037,108
	1 保健衛生費	1,208,044	800	1,208,844
6	農林水産業費	1,044,260	5,500	1,049,760
	1 農業費	713,506	5,000	718,506
	3 水産業費	32,751	500	33,251
7	商工費	957,355	640,000	1,597,355
	1 商工費	957,355	640,000	1,597,355
8	土木費	6,791,974	258,264	7,050,238
	4 都市計画費	2,262,730	258,264	2,520,994
10	教育費	7,227,119	61,220	7,288,339
	5 社会教育費	1,410,269	41,220	1,451,489
	6 保健体育費	1,491,397	20,000	1,511,397
	歳 出 合 計	46,970,000	1,244,950	48,214,950

第2表 地方債補正

(変更)

(単位千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の 方 法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の 方 法	利 率	償還の方法
スキー場整備費	253,300	普通貸借又は証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。	266,800	普通貸借又は証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。
加賀国府の歴史の整備	59,700				66,000			
計	4,175,300				4,195,100			

議案第36号

小松市税条例等の一部を改正する条例 について

小松市税条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

小松市税条例等の一部を改正する条例

(小松市税条例の一部改正)

第1条 小松市税条例(昭和34年小松市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第34条第4項を次のように改める。

- 4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第39条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第34条第6項を次のように改める。

- 6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第39条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第37条の3第1項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第2項中「申告書に係る年度分の個人の県民税」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税」に改める。

第39条の2第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が

900万円以下であるものに限る。)の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないもの」に改め、同条第2項中「であるもの」を「である者」に、「掲げるもの」を「掲げる者」に、「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第39条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。

)の氏名

第39条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「あって、」の次に「特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第56条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であって退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 特定配偶者の氏名

附則第8条の5第2項を次のように改める。

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年

分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

附則第12条の2第2項中「，4分の3」を「，5分の4」に改め，同条中第24項を第25項とし，第23項を第24項とし，第22項の次に次の1項を加える。

23 法附則第15条第44項の条例で定める割合は，4分の3とする。

附則第16条の3の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に，「令和3年」を「令和7年」に改める。

附則第17条の2第3項中「，第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改める。

附則第18条の4第4項を次のように改める。

4 前項後段の規定は，特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第39条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り，適用する。

附則第18条の5第4項を次のように改める。

4 前項後段の規定は，条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第39条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り，適用する。

附則第18条の5第6項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に，「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め，「（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）」を削る。

附則第32条を削る。

（小松市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 小松市税条例の一部を改正する条例（令和3年小松市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち小松市税条例第39条の3の3第1項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者」を「扶養親族（」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え，「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

附則第2条中「の規定中個人の市民税に関する部分」を「第26条第2項及び第39条の3の3第1項並びに附則第3条の3第1項の規定」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中小松市税条例第39条の3の2の見出し及び同条第1項並びに第39条の3の3の見出し及び同条第1項の改正規定並びに同条例附則第16条の3の2第1項及び第17条の2第3項の改正規定並びに同条例附則第32条を削る改正規定並びに第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）の規定並びに附則第2条第1項及び第2項の規定 令和5年1月1日

(2) 第1条中小松市税条例第34条第4項及び第6項、第37条の3第1項及び第2項並びに第39条の2第1項ただし書及び第2項の改正規定並びに同条例附則第8条の5第2項、第18条の4第4項並びに第18条の5第4項及び第6項の改正規定並びに第2条（小松市税条例の一部を改正する条例（令和3年小松市条例第9号）附則第2条の改正規定に限る。）の規定並びに附則第2条第3項の規定 令和6年1月1日

(3) 附則第3条及び第4条の規定 民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（令和6年4月1日）

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の小松市税条例（以下「新条例」という。

）第39条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき第39条の3の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の小松市税条例（次項において「旧条例」という。）第39条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条

第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

- 2 新条例第39条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第39条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第39条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。
- 3 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の小松市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（小松市手数料条例の一部改正）

第3条 小松市手数料条例（平成12年小松市条例第6号）の一部を次のように改める。

別表第1号中「交付」の次に「（地方税法（昭和25年法律第226号）第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）」を加え、同表第2号中「（昭和25年法律第226号）」を削り、「閲覧」の次に「（同法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。）」を加え、同表第2号の2中「交付」の次に「（同法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）」を加える。

（納税証明書等に関する経過措置）

第4条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の小松市手数料条例別表第1号（地方税法（昭和25年法律第226号）第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。

- 2 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の小松市手数料条例別表第2号（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、附則第1条第3

号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の2の規定による固定資産課税台帳（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧について適用する。

- 3 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の小松市手数料条例別表第2号の2（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の3の規定による証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付について適用する。

議案第37号

小松市本社機能立地促進のための市税 の課税の特例に関する条例の一部を改 正する条例について

小松市本社機能立地促進のための市税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

小松市本社機能立地促進のための市税の課税の特例 に関する条例の一部を改正する条例

小松市本社機能立地促進のための市税の課税の特例に関する条例（平成28年小松市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項各号列記以外の部分中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に、「2年を」を「3年を」に改め、同条第3項中「第10条第7項第6号」を「第10条第8項第6号」に、「第42条の4第8項第7号」を「第42条の4第19項第7号」に、「同法第68条の9第8項第6号」を「法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第6項」に、「中小連結法人」を「中小通算法人」に改める。

附則第2項中「，令和10年3月31日」を「，令和13年3月31日」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。
- 2 この条例による改正後の小松市本社機能立地促進のための市税の課税の特例に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和4年4月1日以後に新設し、又は増設した特別償却設備に対して課する固定資産税について適用し、同日前に新設し、又は増設した特別償却設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 この条例による改正前の小松市本社機能立地促進のための市税の課税の特例に関する条例第3条第3項に規定する中小連結法人については、新条例第3条第3項に規定する中小通算法人とみなして、同条の規定を適用する。

議案第38号

小松市病院事業の設置並びに管理条例 の一部を改正する条例について

小松市病院事業の設置並びに管理条例の一部を改正する条例を次のように
制定する。

小松市病院事業の設置並びに管理条例の一部を改正 する条例

小松市病院事業の設置並びに管理条例（昭和41年小松市条例第44号）の一部
を次のように改正する。

別表第1中

「

非紹介患者 等加算料	医師である保険医による初診の場合	5,500円
	歯科医師である保険医による初診の場合	3,300円
	医師である保険医による再診の場合	2,750円
	歯科医師である保険医による再診の場合	1,650円

」を

「

非紹介患者 等加算料	医師である保険医による初診の場合	7,700円
	歯科医師である保険医による初診の場合	5,500円
	医師である保険医による再診の場合	3,300円
	歯科医師である保険医による再診の場合	2,090円

」に

改める。

附 則

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の小松市病院事業の設置並びに管理条例の施行のために必要な準備行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。

議案第39号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次の事項につき専決処分したので、同法同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和3年度

- 専決第6号 令和3年度小松市一般会計補正予算（第8号）
- 専決第7号 令和3年度小松市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 専決第8号 令和3年度小松市産業団地事業特別会計補正予算（第2号）
- 専決第10号 小松市税条例の一部を改正する条例
- 専決第11号 損害賠償の額を定めることについて

令和4年度

- 専決第1号 損害賠償の額を定めることについて

専決第6号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和4年3月31日

小 松 市 長 宮 橋 勝 栄

令和3年度小松市一般会計補正予算（第8号）

令和 3 年度小松市一般会計補正予算 (第 8 号)

令和 3 年度小松市の一般会計補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 311,994 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 56,776,766 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 既定の繰越明許費の補正は、「第 2 表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 既定の地方債の補正は、「第 3 表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
4	配当割交付金	56,000	18,400	74,400
	1 配当割交付金	56,000	18,400	74,400
5	株式等譲渡所得割交付金	61,000	39,900	100,900
	1 株式等譲渡所得割交付金	61,000	39,900	100,900
6	法人事業税交付金	225,000	45,500	270,500
	1 法人事業税交付金	225,000	45,500	270,500
7	地方消費税交付金	2,557,000	139,600	2,696,600
	1 地方消費税交付金	2,557,000	139,600	2,696,600
8	ゴルフ場利用税交付金	45,000	24,500	69,500
	1 ゴルフ場利用税交付金	45,000	24,500	69,500
12	地方交付税	8,300,000	26,900	8,326,900
	1 地方交付税	8,300,000	26,900	8,326,900
15	使用料及び手数料	574,980	△12,000	562,980
	1 使用料	367,804	△12,000	355,804
16	国庫支出金	13,456,229	△86,700	13,369,529
	1 国庫負担金	5,479,527	△8,000	5,471,527
	2 国庫補助金	7,920,933	△78,700	7,842,233
17	県支出金	3,838,136	△64,250	3,773,886
	1 県負担金	2,470,289	△5,250	2,465,039
	2 県補助金	1,070,581	△59,000	1,011,581
19	寄附金	335,898	15,806	351,704
	1 寄附金	335,898	15,806	351,704
20	繰入金	1,724,186	△399,000	1,325,186
	1 基金繰入金	1,676,300	△400,000	1,276,300
	2 特別会計繰入金	47,886	1,000	48,886
21	繰越金	258,426	50,050	308,476

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	1 繰越金	258,426	50,050	308,476
22	諸収入	1,947,367	△45,100	1,902,267
	3 貸付金元利収入	534,173	△24,000	510,173
	4 雑入	548,140	△21,100	527,040
23	市債	6,961,000	△65,600	6,895,400
	1 市債	6,961,000	△65,600	6,895,400
	歳入合計	57,088,760	△311,994	56,776,766

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	4,213,986	311,000	4,524,986
	1 総務管理費	3,422,692	311,000	3,733,692
3	民生費	20,718,796	△242,094	20,476,702
	1 社会福祉費	8,804,872	△82,500	8,722,372
	2 児童福祉費	10,946,503	△119,594	10,826,909
	3 生活保護費	967,421	△40,000	927,421
4	衛生費	3,440,064	△2,100	3,437,964
	1 保健衛生費	1,600,131	△18,000	1,582,131
	2 環境対策費	1,180,613	15,900	1,196,513
6	農林水産業費	1,189,006	△9,300	1,179,706
	1 農業費	852,609	0	852,609
	2 林業費	304,967	△9,300	295,667
7	商工費	2,690,955	△189,500	2,501,455
	1 商工費	2,690,955	△189,500	2,501,455
8	土木費	8,903,370	△126,000	8,777,370
	2 道路橋りょう費	1,682,384	△100,000	1,582,384
	4 都市計画費	3,537,258	△26,000	3,511,258
9	消防費	1,337,004	△10,000	1,327,004
	1 消防費	1,337,004	△10,000	1,327,004
10	教育費	7,917,602	△44,000	7,873,602
	1 教育総務費	811,911	△19,000	792,911
	5 社会教育費	1,525,043	△25,000	1,500,043
	6 保健体育費	1,880,113	0	1,880,113
歳 出 合 計		57,088,760	△311,994	56,776,766

第2表 繰越明許費補正

(追加)

(単位千円)

款	項	事業名	金額
3. 民生費	1. 社会福祉費	感染症自宅療養者支援費	1,000
		公的介護施設等整備費	3,465
		職員人件費（臨時特別給付費）	605
		生活支援臨時福祉給付金費	326,240
4. 衛生費	1. 保健衛生費	合葬墓・納骨堂整備費	27,200
8. 土木費	2. 道路橋りょう費	緊急社会基盤整備費	10,900
		道路改良舗装費	21,520
	3. 河川費	都市排水路整備費	10,400
	4. 都市計画費	都市計画調査費	8,910
		北陸新幹線建設推進費	40,239
9. 消防費	1. 消防費	水防対策費	6,490
10. 教育費	6. 保健体育費	こまつドーム改修費	93,900
		小松屋内水泳プール改修費	2,838

(変更)

(単位千円)

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
3. 民生費	2. 児童福祉費	子育て世帯臨時特別給付費	868,000	子育て世帯臨時特別給付費	11,000
6. 農林水産費	1. 農業費	農業者稲作支援費	70,000	農業者稲作支援費	6,100
7. 商工費	1. 商工費	新型コロナウイルス感染症経済対策費	440,000	新型コロナウイルス感染症経済対策費	409,900
8. 土木費	2. 道橋りょう費	道路整備費	31,000	道路整備費	38,000
		橋りょう改修等整備費	81,717	橋りょう改修等整備費	78,800
	4. 都市計画費	小松駅ターミナルプラン推進費	928,358	小松駅ターミナルプラン推進費	791,968
		北国街道無電柱化整備費	3,256	北国街道無電柱化整備費	2,882
		幸八幡線整備費	374,956	幸八幡線整備費	310,800
		今江春日神社線外1路線整備費	86,500	今江春日神社線外1路線整備費	48,900
		県営街路整備費負担金	61,238	県営街路整備費負担金	43,026
安宅新地区土地区画整理費	492,000	安宅新地区土地区画整理費	490,200		
10. 教育費	4. 高等学校費	管理運営費	2,250	管理運営費	2,300
		市立高校活性化推進費	1,170	市立高校活性化推進費	1,200
	5. 社会教育費	八日市地方遺跡発掘調査費	94,000	八日市地方遺跡発掘調査費	133,981
	6. 保健体育費	学校保健推進費	36,000	学校保健推進費	36,500
		小松総合体育館改修費補助金	11,700	小松総合体育館改修費補助金	13,236

(廃止)

(単位千円)

款	項	事業名	金額
4. 衛生費	1. 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種費	30,000

第3表 地方債補正

(変更)

(単位千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
道路橋りょう整備費	450,400	普通貸借又は証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。	413,700	普通貸借又は証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。
北陸新幹線建設推進費	135,000				117,000			
街路整備費	204,300				208,000			
こまつドーム改修費	53,400				37,400			
小松屋内水泳プール改修費	206,900				208,300			
計	6,961,000				6,895,400			

専決第7号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和4年3月31日

小 松 市 長 宮 橋 勝 栄

令和3年度小松市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

令和3年度小松市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

令和3年度小松市の介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,190,280千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
4	支払基金交付金	2,666,305	365	2,666,670
	1 支払基金交付金	2,666,305	365	2,666,670
7	繰入金	1,524,364	635	1,524,999
	2 基金繰入金	22,123	635	22,758
	歳 入 合 計	10,189,280	1,000	10,190,280

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
7	諸支出金	93,737	1,000	94,737
	2 繰出金	47,886	1,000	48,886
	歳 出 合 計	10,189,280	1,000	10,190,280

専決第8号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和4年3月31日

小 松 市 長 宮 橋 勝 栄

令和3年度小松市産業団地事業特別会計補正予算（第2号）

令和3年度小松市産業団地事業特別会計補正予算（第2号）

令和3年度小松市の産業団地事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第1条 既定の繰越明許費の補正は、「第1表繰越明許費補正」による。

第1表 繰越明許費補正

(変更)

(単位千円)

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
1. 土地区画整理費	1. 土地区画整理費	安宅新地区 土地区画整理費	566,900	安宅新地区 土地区画整理費	508,100

専決第10号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和4年3月31日

小 松 市 長 宮 橋 勝 栄

小松市税条例の一部を改正する条例

小松市税条例の一部を改正する条例

小松市税条例（昭和34年小松市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第51条第9項中「第321条の8第60項」を「第321条の8第62項」に、「同条第60項」を「同条第62項」に改め、同条第15項中「第321条の8第69項」を「第321条の8第71項」に改める。

附則第5条第1項中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5）」を加える。

附則第9条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に、「当該年度分の都市計画税が」を「当該年度分の都市計画税額が」に改め、「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5）」を、「加算した額」の次に「（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を加え、「第19項」を「第18項」に改め、同条第2項及び第3項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に、「第19項」を「第18項」に改め、同条第4項及び第5項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に、「第19項」を「第18項」に改める。

附則第10条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に、「第19項」を「第18項」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この項において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を加える。

附則第10条の4中「第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第

29項，第33項から第35項まで，第37項から第39項まで，第42項若しくは第43項」を「，第14項から第18項まで，第20項，第21項，第25項，第28項，第32項から第36項まで，第39項，第40項若しくは第44項」に改める。

附則第12条の2第3項中「附則第15条第23項」を「附則第15条第22項」に改め，同条第4項中「附則第15条第24項第1号」を「附則第15条第23項第1号」に改め，同条第5項中「附則第15条第24項第2号」を「附則第15条第23項第2号」に改め，同条第6項中「附則第15条第24項第3号」を「附則第15条第23項第3号」に改め，同条第7項中「附則第15条第25項第1号」を「附則第15条第24項第1号」に改め，同条第8項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に改め，同条第9項中「附則第15条第27項第1号イ」を「附則第15条第26項第1号イ」に改め，同条第10項中「附則第15条第27項第1号ロ」を「附則第15条第26項第1号ロ」に改め，同条第11項中「附則第15条第27項第1号ハ」を「附則第15条第26項第1号ハ」に改め，同条第12項中「附則第15条第27項第1号ニ」を「附則第15条第26項第1号ニ」に改め，同条第13項中「附則第15条第27項第2号イ」を「附則第15条第26項第2号イ」に改め，同条第14項中「附則第15条第27項第2号ロ」を「附則第15条第26項第2号ロ」に改め，同条第15項中「附則第15条第27項第2号ハ」を「附則第15条第26項第2号ハ」に改め，同条第16項中「附則第15条第27項第3号イ」を「附則第15条第26項第3号イ」に改め，同条第17項中「附則第15条第27項第3号ロ」を「附則第15条第26項第3号ロ」に改め，同条第18項中「附則第15条第27項第3号ハ」を「附則第15条第26項第3号ハ」に改め，同条第19項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第29項」に改め，同条第20項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め，同条第21項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改め，同条第22項中「附則第15条第46項」を「附則第15条第43項」に改める。

附則第12条の3第8項各号列記以外の部分中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に，「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に，「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め，

同項第4号、第5号及び第6号中「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第10項各号列記以外の部分中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同項第4号、第5号及び第6号中「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の小松市税条例（次条において「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

(小松市手数料条例の一部改正)

第4条 小松市手数料条例（平成12年小松市条例第6号）の一部を次のように改める。

別表第2号中「固定資産課税台帳」の次に「（同法第382条の2第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加え、同表第2号の2中「証明書」の次に「（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。」

)」を加える。

専決第11号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和4年3月31日

小松市長 宮橋 勝栄

損害賠償の額を定めることについて

損害賠償の額を定めることについて

令和3年7月7日発生の事故に係る損害賠償の額は、次のとおりとする。

記

- 1 相手方
- 2 損害賠償額 金266,402円
- 3 事故の概要 令和3年7月7日午後5時頃、新型コロナウイルスワクチン集団接種会場であるこまつドーム内の接種ブースにおいて、一般廃棄物の回収の際、一般廃棄物ナイロン袋に誤って混入していた使用済みの注射器の注射針が刺さり傷害を負わせたもの。

専決第1号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和4年5月18日

小松市長 宮橋 勝栄

損害賠償の額を定めることについて

損害賠償の額を定めることについて

令和4年3月26日発生の事故に係る損害賠償の額は、次のとおりとする。

記

- 1 相手方
- 2 損害賠償額 金134,453円
- 3 事故の概要 令和4年3月26日午後2時30分頃、大杉みどりの里駐車場横に設置していたフットサル用ゴールポストが強風の影響で倒れ、駐車中の相手方車両に損傷を与えたもの。

報告第1号

令和3年度小松市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源
					既収入特定財源	未収入特定財源			
						国県支出金	地方債	その他	
2. 総務費	1. 総務管理費	次世代型地域交通推進費	5,000,000	5,000,000					5,000,000
		戸籍住民基本台帳費	5,800,000	5,800,000					
	3. 民生費	1. 社会福祉費	感染症自宅療養者支援費	1,000,000	1,000,000				
公的介護施設等整備費			3,465,000	3,465,000					
職員人件費(臨時特別給付費)			605,000	605,000					
4. 衛生費	2. 児童福祉費	生活支援臨時福祉給付金費	326,240,000	326,240,000					
		子ども家庭総合支援拠点運営費	1,200,000	1,200,000					600,000
		子育て世帯臨時特別給付費	11,000,000	11,000,000					
6. 農水産業費	1. 農業費	合葬墓・納骨堂整備費	27,200,000	27,200,000			26,800,000		400,000
		農業経営体育成支援費	22,359,000	22,359,000					
		農業者稲作支援費	6,100,000	6,100,000					6,050,000
7. 商工費	1. 商工費	県営土地改良費負担金	55,500,000	55,500,000			45,600,000	3,682,000	6,218,000
		農業用施設防災対策費	3,200,000	3,200,000					
		林道整備費	33,200,000	33,200,000			17,000,000		
8. 土木費	2. 道路橋りょう費	県営広域基幹林道整備費負担金	31,620,000	31,620,000			31,100,000		520,000
		産業振興支援費	25,000,000	25,000,000					25,000,000
		新型コロナウイルス感染症経済対策費	409,900,000	409,900,000			127,550,000		282,350,000
8. 土木費	2. 道路橋りょう費	スキー場整備費	225,000,000	225,000,000			225,000,000		
		緊急社会基盤整備費	10,900,000	10,900,000			7,170,000		3,730,000
8. 土木費	2. 道路橋りょう費	道路整備費	38,000,000	38,000,000			15,250,000	20,400,000	2,350,000

(単位 円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				(単位 円)	
					既収入特定財源	未収入特定財源				一般財源
						国県支出金	地方債	その他		
8. 土木費	2. 道橋りょう費	道路改良舗装費	21,520,000	21,520,000	16,600,000				4,920,000	
		橋りょう改修等整備費	78,800,000	78,800,000	40,529,000	34,300,000			3,971,000	
		特別道路整備費	113,138,000	113,138,000	55,814,000	53,500,000			3,824,000	
		消雪施設整備費	97,200,000	97,200,000	56,820,000	39,400,000			980,000	
		通学路整備費	3,300,000	3,300,000	1,650,000	1,500,000			150,000	
	3. 河川費	緊急社会基盤整備費	29,713,000	29,713,000	20,856,000					8,857,000
		都市排水路整備費	10,400,000	10,400,000		9,300,000				1,100,000
		都市計画調査費	8,910,000	8,910,000						8,910,000
		小松駅ターミナルプラン推進費	791,968,000	791,968,000	167,794,000	136,400,000	472,558,000			15,216,000
		北国街道無電柱化整備費	2,882,000	2,882,000	1,506,000	1,200,000				176,000
4. 都市計画費	栗津駅周辺整備費	20,493,000	20,493,000						20,493,000	
	北陸新幹線建設推進費	40,239,000	40,239,000		36,200,000				4,039,000	
	幸八幡線整備費	310,800,000	310,800,000	169,950,000	134,300,000				6,550,000	
	今江春日神社線外1路線整備費	48,900,000	48,900,000	20,750,000	20,700,000				7,450,000	
	県営街路整備費負担金	43,026,000	43,026,000		38,700,000				4,326,000	
	公園施設リニューアル費	31,000,000	31,000,000	15,000,000	15,000,000				1,000,000	
	安宅公園リニューアル整備費	34,000,000	34,000,000	17,000,000	17,000,000					
	安宅新地区土地区画整理費	490,200,000	490,200,000	269,610,000	213,600,000				6,990,000	
6. 飛行場費	学習等供用施設建設費	27,346,000	27,346,000	16,892,000			2,608,000		7,846,000	
9. 消防費	1. 消防費	6,490,000	6,490,000		4,800,000				1,690,000	
10. 教育費	1. 教育総務費	34,687,000	34,687,000	26,190,000					8,497,000	
	2. 小学校費	326,000,000	326,000,000	102,953,000	223,000,000				47,000	

(単位 円)									
款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	既収入特定財源	左の財源内訳			一般財源
						未収入特定財源	未収入特定財源	その他	
						国県支出金	地方債		
10. 教 育 費	3. 中 学 校 費	中学校校舎等改修費	308,000,000	308,000,000		97,302,000	210,600,000		98,000
		管理運営費	2,300,000	2,300,000		1,125,000			1,175,000
	4. 高 等 学 校 費	市立高校活性化推進費	1,200,000	1,200,000		585,000			615,000
		八日市地方遺跡発掘調査費	133,981,000	133,981,000	79,981,000				54,000,000
	5. 社 会 教 育 費	市史編纂費	15,600,000	15,600,000					15,600,000
6. 保 健 体 育 費	学校保健推進費	学校保健推進費	36,500,000	36,500,000		18,000,000			18,500,000
		こまつドーム改修費	93,900,000	93,900,000		88,453,000			5,447,000
	小松総合体育館改修費補助金	小松総合体育館改修費補助金	13,236,000	13,236,000				12,300,000	936,000
		小松屋内水泳プール改修費	2,838,000	2,838,000					2,838,000
	農林水産施設 2. 災害復旧費	現年発生林業施設災害復旧費	5,000,000	5,000,000		2,600,000	1,300,000		1,100,000
合 計			4,425,856,000	4,425,856,000	79,981,000	1,747,518,000	1,569,000,000	532,848,000	496,509,000

報告第2号

令和3年度小松市一般会計事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担行為額	左の内訳		支出負担行為予定額	翌年度繰越額	左の財源内訳			説明
				支出済額	支出未済額			既収入特定財源	未収入特定財源		
									国県支出金	その他	
3. 民生費	1. 社会福祉費	高齢者等新型コロナウイルス検査助成費	5,731,480	5,731,480		10,000,000	10,000,000	5,000,000			新型コロナウイルス感染症拡大防止のため事業期間を延長する必要が生じたため
	合	計	5,731,480	5,731,480		10,000,000	10,000,000	5,000,000			

報告第3号

令和3年度小松市産業団地事業特別会計繰越明許費繰越計算書

款		項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源
						既収入特定財源	未収入特定財源			
1. 地区整理		地区整理費				国庫支出金	地方債	その他		
		1. 地区整理費	安宅新地区土地区画整理費	508,100,000	508,100,000		508,100,000			
		合	計	508,100,000	508,100,000		508,100,000			

(単位 円)

報告第4号

令和3年度小松市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳					不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						工事負担金	国庫補助金	一般会計出資金	企業債	損留保			
1. 資本的支出			円 217,000,000	円 0	円 217,000,000	円 82,800,000	円 0	円 0	円 4,600,000	円 129,600,000	円 0	円 0	
	1. 建設改良費	配水管布設工事等	217,000,000	0	217,000,000	82,800,000	0	0	4,600,000	129,600,000	0	0	関連工事工期調整等のため

報告第5号

令和3年度小松市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第2項ただし書きの規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						受託工事	損益留保	勘定資金			
1. 水道事業費用	1. 営業費用	配水管布設工事等	20,000,000	0	20,000,000	1,700,000	18,300,000	0	0		

報告第6号

令和3年度小松市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳					損益勘定留保資金	不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						工事負担金	国庫補助金等	企業債	繰越工事資金	繰越工事資金				
1. 資本的支出			円 514,000,000	円 0	円 514,000,000	円 0	円 137,350,000	円 365,100,000	円 1,300,000	円 10,250,000	円 0	円 0		
	1. 建設改良費	未普及解消工事等	514,000,000	0	514,000,000	0	137,350,000	365,100,000	1,300,000	10,250,000	0	0		関係工事との調整に日数を要したため

報告第7号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項につき専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和3年度

専決第9号 小松市情報公開及び個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例

専決第9号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

小 松 市 長 宮 橋 勝 栄

小松市情報公開及び個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例

小松市情報公開及び個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例

小松市情報公開及び個人情報保護に関する条例（平成7年小松市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第20条第6号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

報告第8号

法人の経営状況の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、小松市土地開発公社の経営状況を次のとおり報告する。

1 令和3年度小松市土地開発公社決算状況

事業実績

公有地取得事業(取得)

事業区分		金額 (円)	備考
代行用地	安宅新地区土地区画整理事業	41,231,500	安宅新町イ247番17 ほか285筆 4,714.00㎡

公有地取得事業(処分)

事業区分		金額 (円)	備考
公有用地	小松駅西土地区画整理事業用地(清, 9, 10, 12)	528,488,547	土居原町740番 3,125.55㎡
	生活環境施設用地取得事業	90,486,839	向本折町カ64-2ほか2筆 1859.59㎡
小松市土地開発公社健全化促進費		5,000,000	時価簿価差改善 4件
公有用地	小松駅付近連続立体交差事業(仮線敷)	(2,663,913)	
	利子補給事業	(100,087)	
代行用地	利子補給事業	(2,236,000)	
合計		623,975,386	

附帯等事業(保有地賃貸)

事業区分		金額 (円)	備考
公有用地	小松駅付近連続立体交差事業(仮線敷, 8)	423,500	日の出第1駐車場
	小松駅付近連続立体交差事業(仮線敷, 8) 都市計画道路根上小松線用地取得事業58今森	1,154,427	新幹線工事用地
	小松駅西土地区画整理事業(清, 9, 10, 12)	6,547,996	駅西駐車場
	都市計画道路高坂串線道路改良事業	4,629	河川改修工事
	空港周辺整備事業代替用地	61,875	区画整理工事
完成土地	矢田野工業団地造成事業	1,185,112	民間賃貸
合計		9,377,539	

貸借対照表

(令和4年3月31日)

(単位:円)

資産の部

1 流動資産			
(1)現金及び預金	126,354,098		
(2)未収金	0		
(3)公有用地	745,168,161		
(4)代行用地	1,063,662,370		
(5)完成土地等	<u>0</u>		
流動資産合計		1,935,184,629	
2 固定資産			
(1)出資金	<u>5,000,000</u>		
固定資産合計		<u>5,000,000</u>	
資産合計			<u>1,940,184,629</u>

負債の部

1 流動負債			
(1)短期借入金	233,081,471		
(2)未払金	<u>6,211,470</u>		
流動負債合計		239,292,941	
2 固定負債			
(1)長期借入金	<u>1,592,000,000</u>		
固定負債合計		<u>1,592,000,000</u>	
負債合計			<u>1,831,292,941</u>

資本の部

1 資本金			
(1)基本財産	<u>5,000,000</u>		
資本金合計		5,000,000	
2 準備金			
(1)前期繰越準備金	102,953,746		
(2)当年度純利益	<u>937,942</u>		
準備金合計		<u>103,891,688</u>	
資本合計			<u>108,891,688</u>
負債・資本合計			<u>1,940,184,629</u>

損益計算書

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

(単位:円)

1 事業収益		
(1) 公有地取得事業収益	623,975,386	
(2) 土地造成事業収益	0	
(3) 附帯等事業収益	<u>9,377,539</u>	633,352,925
2 事業原価		
(1) 公有地取得事業原価	619,012,386	
(2) 土地造成事業原価	0	
(3) 附帯等事業原価	<u>9,377,539</u>	<u>628,389,925</u>
事業総利益		4,963,000
3 販売費及び一般管理費		<u>4,048,127</u>
事業利益		914,873
4 事業外収益		
(1) 受取利息	500	
(2) 雑収益	<u>22,569</u>	23,069
5 事業外費用		
(1) 支払利息	<u>0</u>	<u>0</u>
事業外利益		<u>23,069</u>
経常利益		<u>937,942</u>
当期純利益		<u>937,942</u>

剰余金計算書

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

(単位:円)

1 欠損準備金

(1)前年度末残高	102,635,399	
(2)前年度繰入額	318,347	
(3)当年度処分額	0	
(4)当年度末残高		<u>102,953,746</u>

2 未処分利益剰余金

(1)当年度純利益繰入額		<u>937,942</u>
当年度未処分利益剰余金		<u><u>937,942</u></u>

剰余金処理計算書

(単位:円)

1 当年度未処分利益剰余金		937,942
2 利益剰余金処分額		
(1)欠損準備金		<u>937,942</u>
3 翌年度繰越利益剰余金		<u><u>0</u></u>

キャッシュ・フロー計算書

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

(単位:円)

I 事業活動によるキャッシュ・フロー

公有地取得事業収入		623,975,386	
公有用地売却収入	623,975,386		
代行用地売却収入	<u>0</u>		
土地造成事業収入		0	
完成土地等売却収入	0		
開発中土地売却収入	<u>0</u>		
附帯等事業収入		9,377,539	
その他の事業収入		22,569	
収入小計		<u>633,375,494</u>	
公有地取得事業支出		△ 143,135	
代行用地取得事業支出		△ 139,409,580	
令和3年度事業支出	△ 37,259,000		
令和2年度事業未払金の支出	<u>△ 102,150,580</u>		
土地造成事業支出		0	
取得に係る支出			
管理に係る支出	<u>0</u>		
附帯等事業支出		0	
その他の事業支出		0	
販売費及び一般管理費支出		△ 4,047,797	
人件費に係る支出	△ 24,600		
令和3年度経費に係る支出	△ 4,020,557		
令和2年度経費未払金の支出	<u>△ 2,640</u>		
その他の業務支出		0	
支出小計		<u>△ 143,600,512</u>	
差引小計		<u>489,774,982</u>	
利息の受取額		500	
利息の支払額		0	
事業活動によるキャッシュ・フロー計		<u>489,775,482</u>	・・・(1)

II 投資活動によるキャッシュ・フロー

投資有価証券の取得による支出		0	
投資有価証券の売却による収入		0	
有形固定資産の売却による収入		0	
有形固定資産の取得による支出		<u>0</u>	
投資活動によるキャッシュ・フロー計		<u>0</u>	・・・(2)

III 財務活動によるキャッシュ・フロー

短期借入による収入		335,205,714	
短期借入金の返済による支出		△ 437,329,957	
長期借入による収入		432,000,000	
長期借入金の返済による支出		△ 960,000,000	
金銭出資の受入による収入		<u>0</u>	
財務活動によるキャッシュ・フロー計		<u>△ 630,124,243</u>	・・・(3)

現金及び現金同等物増加額(1)+(2)+(3)		<u>△ 140,348,761</u>	
現金及び現金同等物期首残高		<u>266,702,859</u>	
現金及び現金同等物期末残高		<u>126,354,098</u>	

2 令和4年度小松市土地開発公社事業計画

令和4年度小松市土地開発公社事業計画を次のとおり定める。

1. 基本方針

公有地の拡大の推進に関する法律の目的に従い、公用地の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与していく。

このうち、市の事業計画が進まないため、長期に渡り保有している公有地については、市の今後の処分方針と調整しながら、機会を捉えた民間への積極的な売却処分にも努めていく。

2. 個別計画

1) 公有地取得事業(取得)

事業区分		事業場所	地積m2	事業費 (千円)	備考
代行 用地	安宅新地区土地区画整理事業	安宅新町地内	9,122	98,573	

2) 公有地取得事業(処分)

- ①小松市からの定期償還事業により公有地の計画的な買戻しをする。
- ②長期保有の間に時価が下落し、簿価との差額が生じている公有地に対して、小松市から健全化促進事業費を受け、買戻しの一環として差額の圧縮に努める。また、必要に応じて、当事業で利子補給を行い、簿価を抑制する。

事業区分		地番	地積m2	概算売払価格 (千円)	備考
代行 用地	①小松市定期償還事業 安宅新地区土地区画整理事業	安宅新町地内	122,140	1,166,806	
公有 用地	②小松市土地開発公社健全化促進費			5,000	
	小松駅付近連続立体交差事業用地(仮線敷)			(4,901)	
	利子補給事業			(99)	
合 計				1,171,806	

3) 附帯等事業(保有地賃貸)

暫定の有効活用として保有地の賃貸を行ない、簿価の低減に充てる。

事業区分		地番	地積m2	貸付料 (千円)	備考
公有 用地	小松駅付近連続立体交差事業(仮線敷, 8)	日の出町三丁目 162番1	601	424	日の出 第1駐車場
	空港周辺整備事業代替用地	草野町ウ2番1	500	104	区画整理 工事
完成 土地	矢田野工業団地造成事業	矢田野町西32番13	3,986	1,185	民間賃貸
合 計				1,713	

4) 保有地公募売却事業

買戻しの見込みがなくなった保有地で売却可能なものについては、積極的に公募による売却処分を進める。

事業区分		地番	地積m2	最低売却価格 (千円)	備考
公有 用地	都市計画道路根上小松線用地取得事業58今森	日の出町三丁目 175番,176番	221	20,740	
	小松駅付近連続立体交差事業(仮線敷, 8)	日の出町三丁目 155番7,155番27	477	21,600	
合 計				42,340	

5) その他処分

その他の長期保有地については、市担当部局と今後の償還調整を図るとともに、民間による保有地照会などの機会を積極的に捉えて、処分に努めるものとする。

3 令和4年度小松市土地開発公社予算

(総 則)

第1条 令和4年度小松市土地開発公社予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		(単位:千円)
収 入	第1款 事業収益	1,173,519
	第1項 公有地取得事業収益	1,171,806
	第2項 土地造成事業収益	0
	第3項 附帯等事業収益	1,713
	第2款 事業外収益	31
	第1項 受取利息	1
	第2項 雑収益	30
	収入合計	1,173,550
支 出	第1款 事業原価	1,168,949
	第1項 公有地取得事業原価	1,167,236
	第2項 土地造成事業原価	0
	第3項 附帯等事業原価	1,713
	第2款 販売費及び一般管理費	2,959
	第1項 販売費及び一般管理費	2,959
	第3款 事業外費用	0
	第1項 支払利息	0
	支出合計	1,171,908

(資本的収入及び支出)

第3条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 1,264,672千円は、
損益勘定留保資金で補填するものとする。)

		(単位:千円)
収入	第1款 資本的収入	666,000
	第1項 借入金	666,000
	収入合計	666,000
支出	第1款 資本的支出	1,930,672
	第1項 公有地取得事業費	98,672
	第2項 土地造成事業費	0
	第3項 借入金償還金	1,832,000
	支出合計	1,930,672

(借入金)

第4条 借入金の目的, 限度額, 借入の方法, 利率及び償還の方法を次の
とおりと定める。

借入金の目的 公有地取得事業資金に充てるため。

限度額 666,000千円

借入の方法 証書借入, 借入時期は令和4年度中とする。
ただし, 本事業年度において借入を行わなかった金額は,
翌事業年度に繰り越して借入することが出来る。

利率 借入先と協議して定める利率による。

償還の方法 借入先の融資条件に定めがある場合はこれに従い, その
他の場合は理事長が定めるところによる。

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は, 234,000千円と定める。

4 令和4年度小松市土地開発公社資金計画

(単位:千円)

区 分		予算額
受入資金	1 前期繰越金	124,591
	2 公有用地売却収益	5,000
	3 代行用地売却収益	1,166,806
	4 完成土地等売却収益	0
	5 附帯等事業収益	1,713
	6 受取利息	1
	7 雑収益	30
	8 長期借入金	432,000
	9 短期借入金	234,000
合 計		1,964,141
支払資金	1 一般管理費	2,959
	2 事業外費用	0
	3 公有用地取得事業費	99
	4 代行用地取得事業費	98,573
	5 完成土地等売却費	0
	6 長期借入金償還金	1,592,000
	7 短期借入金償還金	240,000
	8 前年度未払金	4
合 計		1,933,635
差 額		30,506

報告第9号

法人の経営状況の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、一般財団法人小松市開発公社の経営状況を次のとおり報告する。

1 令和3年度一般財団法人小松市開発公社決算

事業報告書

1. 事業概要

令和3年度の事業概要は次のとおりです。

1) 駐車場運営事業

事業活動ではコロナ禍の影響に加え、小松駅周辺開発のため、令和3年6月末をもって駅西駐車場、翌年2月末をもって駅東の駐車場営業を終了したことから、駐車場事業収入は前年度比10.9%減の64,915千円となった。

主な内訳として、時間貸し利用収入は30,837千円(前年度比12.9%減)、定期・月極利用収入は31,365千円(前年比10.1%減)であった。

駐車場利用台数は、時間貸し利用台数で前年度比14.0%の減、定期・月極利用台数は年度末比で3.0%の増であった。

財務活動では、立体駐車場用地取得に伴う民間金融機関からの長期借入金について、定期償還を行った。

2) 駐車場の実績

(1) 時間貸し駐車場（利用台数及び収入）

駐車場名	収容台数	年間利用台数(台)			料金収入(千円)		
		R2年度	R3年度	増減率	R2年度	R3年度	増減率
小松駅前立体	306	69,837	67,974	△2.7%	12,120	12,008	△0.9%
小松駅西	117	41,984	10,731	△74.4%	7,802	1,982	△74.6%
小松駅東	181	61,318	65,144	6.2%	11,701	14,134	20.8%
小松駅南	101	20,075	17,358	△13.5%	1,675	233	△86.1%
ヒルズパーキング	89	14,789	17,720	19.8%	2,108	2,480	17.6%
計	794	208,003	178,927	△14.0%	35,406	30,837	△12.9%

(1)-1 時間貸し駐車場（回転率）

駐車場名	収容台数	1日当たり平均台数(台)			回転率		
		R2年度	R3年度	増減率	R2年度	R3年度	増減
小松駅前立体	306	191	186	△2.6%	0.62	0.61	△0.01
小松駅西	117	115	118	2.6%	0.98	1.01	0.03
小松駅東	181	168	195	16.1%	0.93	1.08	0.15
小松駅南	101	55	48	△12.7%	0.54	0.48	△0.06
ヒルズパーキング	89	40	49	22.5%	0.45	0.55	0.10

(1)-2 時間貸し駐車場（定期利用台数及び収入）

駐車場名	収容台数	契約台数(台)			料金収入(千円)		
		R2年度末	R3年度末	増減率	R2年度	R3年度	増減率
小松駅前立体	306	180	189	5.0%	13,539	13,007	△3.9%
小松駅東	181	21	19	△9.5%	4,500	2,213	△50.8%
小松駅南	101	67	68	1.5%	4,504	4,297	△4.6%
計	588	268	276	3.0%	22,543	19,517	△13.4%

(2) 月極駐車場（契約率及び収入）

月極駐車場	収容台数	契約台数(台)		契約率	料金収入(千円)		
		R2年度末	R3年度末		R3年度末	R2年度	R3年度
日の出第1	26	26	25	96%	1,173	1,151	△1.9%
①高架下新町	6	6	6	100%	286	302	5.6%
②高架下新鍛冶町	12	11	12	100%	657	634	△3.5%
③高架下小寺町	18	18	18	100%	979	979	0.0%
④高架下細工町第1	16	14	16	100%	982	1,135	15.6%
⑤高架下細工町第2	14	13	12	86%	917	725	△20.9%
⑥高架下土居原町	30	20	17	57%	2,216	1,506	△32.0%
⑦高架下第1	34	29	33	97%	2,065	2,181	5.6%
⑧高架下第2	29	22	26	90%	1,510	1,631	8.0%
⑨高架下第3	20	17	20	100%	918	1,075	17.1%
⑩明峰駅市営	16	13	10	63%	633	529	△16.4%
計	221	189	195	88%	12,336	11,848	△4.0%

①～⑩はまちデザイン課より受託駐車場

貸借対照表

令和4年3月31日

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1. 流動資産			
(1) 現金預金			
小口現金	454,560	653,710	△199,150
普通預金	31,832,165	23,781,290	8,050,875
現金預金合計	32,286,725	24,435,000	7,851,725
(2) その他流動資産			
未収金	2,064,662	2,350,562	△285,900
未収消費税等	0	1,672,700	△1,672,700
その他流動資産合計	2,064,662	4,023,262	△1,958,600
流動資産合計	34,351,387	28,458,262	5,893,125
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	11,000,000	11,000,000	0
基本財産合計	11,000,000	11,000,000	0
(2) その他固定資産			
建物	737,981,100	737,981,100	0
建物減価償却累計	△515,117,588	△493,293,943	△21,823,645
建物附帯設備	178,465,521	178,465,521	0
建物附帯設備減価償却累計	△177,145,057	△176,473,498	△671,559
機械装置	61,575,207	82,231,207	△20,656,000
機械装置減価償却累計	△52,600,697	△70,942,493	18,341,796
構築物	41,768,331	64,372,731	△22,604,400
構築物減価償却累計	△38,359,120	△59,242,593	20,883,473
工具器具備品	17,223,670	17,706,565	△482,895
工具器具備品減価償却累計	△17,223,663	△17,706,557	482,894
車両運搬具	5,909,989	5,909,989	0
車両運搬具減価償却累計	△5,739,638	△5,455,722	△283,916
土地	1,113,136,291	1,113,136,291	0
リース資産	12,768,192	12,768,192	0
リース資産減価償却累計	△11,704,176	△9,576,144	△2,128,032
電話加入権	370,552	370,552	0
ソフトウェア	0	0	0
預託金	8,600	8,600	0
その他固定資産合計	1,351,317,514	1,380,259,798	△28,942,284
固定資産合計	1,362,317,514	1,391,259,798	△28,942,284
資産合計	1,396,668,901	1,419,718,060	△23,049,159

Ⅱ 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	15,371,807	13,774,789	1,597,018
前受金	671,460	968,000	△296,540
預り金	66,249	42,820	23,429
流動負債合計	16,109,516	14,785,609	1,323,907
2. 固定負債			
長期借入金	487,132,000	501,301,000	△14,169,000
延払金負債	17,490,000	19,080,000	△1,590,000
リース債務	1,064,016	3,192,048	△2,128,032
固定負債合計	505,686,016	523,573,048	△17,887,032
負債合計	521,795,532	538,358,657	△16,563,125
Ⅲ 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
定期預金	11,000,000	11,000,000	0
指定正味財産合計	11,000,000	11,000,000	0
(うち基本財産への充当額)	11,000,000	11,000,000	0
2. 一般正味財産	863,873,369	870,359,403	△6,486,034
正味財産合計	874,873,369	881,359,403	△6,486,034
負債及び正味財産合計	1,396,668,901	1,419,718,060	△23,049,159

正味財産増減計算書

令和3年4月1日から 令和4年3月31日

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益			
基本財産受取利息	187	934	△747
基本財産運用益計	187	934	△747
事業収益			
駐車場収入	64,915,000	72,867,110	△7,952,110
事業収益計	64,915,000	72,867,110	△7,952,110
雑収益			
雑収益	2,838,391	2,500,000	338,391
その他事業外収入	6,447,693	6,730,175	△282,482
雑収益計	9,286,084	9,230,175	55,909
経常収益計	74,201,271	82,098,219	△7,896,948
(2) 経常費用			
事業費			
総係費	12,811,574	12,711,989	99,585
平面駐車場	17,550,379	25,410,500	△7,860,121
立体駐車場	20,086,173	24,146,584	△4,060,411
市月極駐車場	160,050	89,650	70,400
減価償却費	28,317,277	29,240,124	△922,847
雑損失	0	0	0
事業費計	78,925,453	91,598,847	△12,673,394
管理費			
支払利息	1,136,845	1,415,690	△278,845
管理費計	1,136,845	1,415,690	△278,845
経常費用計	80,062,298	93,014,537	△12,952,239
当期経常増減額	△5,861,027	△10,916,318	5,055,291
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
構築物売却益	0	0	0
土地売却益	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	625,007	0	625,007
固定資産除却損	625,007	0	625,007
固定資産売却支出	0	0	0
当期経常外増減額	△625,007	0	△625,007
当期一般正味財産増減額	△6,486,034	△10,916,318	4,430,284
一般正味財産期首残高	870,359,403	881,275,721	△10,916,318
一般正味財産期末残高	863,873,369	870,359,403	△6,486,034
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	11,000,000	11,000,000	0
指定正味財産期末残高	11,000,000	11,000,000	0
III 正味財産期末残高	874,873,369	881,359,403	△6,486,034

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

「公益法人会計基準」(平成21年10月16日内閣府公益認定等委員会)を採用している。

(1) 固定資産の減価償却の方法

平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産の償却率は、旧定額法を適用している。

平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産の償却率は、250%定率法(定額法の償却率の2.5倍)を適用している。

平成24年4月1日以降に取得した有形固定資産の償却率は、200%定率法(定額法の償却率の2.0倍)を適用している。

(2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込経理方式による。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
定期預金	11,000,000	0	0	11,000,000
小 計	11,000,000	0	0	11,000,000
特定資産				
退職給与引当資産	0	0	0	0
減価償却引当資産	0	0	0	0
小 計	0	0	0	0
合 計	11,000,000	0	0	11,000,000

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源などの内訳は、次のとおりである。

科 目	当期末残高	(うち指定正味 財産からの充 当額)	(うち一般正味 財産からの充 当額)	(うち負債に 対応 する額)
基本財産				
定期預金	11,000,000	(11,000,000)		—
小 計	11,000,000	(11,000,000)	(0)	—
特定資産				
退職給与引当資産	0		0	
減価償却引当資産	0		0	
小 計	0	(0)	(0)	(0)
合 計	11,000,000	(11,000,000)	(0)	(0)

財 産 目 録

令和3年4月1日～令和4年3月31日

(単位:円)

資 産 の 部	内 訳	金 額
1 流動資産		<u>34,351,387</u>
(1)現金及び預金		32,286,725
イ 小口現金	補充用釣銭 454,560	
ロ 普通預金	北國銀行・北陸銀行 31,832,165	
(2)未収金	受託事業収入ほか 2,064,662	2,064,662
未収消費税等	還付消費税 0	
2 固定資産		<u>1,362,317,514</u>
(1)基本財産		11,000,000
イ 定期預金	北國銀行 11,000,000	
(2)有形固定資産		1,350,938,362
イ 土 地	立体・駅東駐車場用地 1,113,136,291	
ロ 建 物	立体駐車場本体ほか 737,981,100	
減価償却累計	△515,117,588	
ハ 建物付属設備	立体駐車場電気設備ほか 178,465,521	
減価償却累計	△177,145,057	
ニ 機械装置	立体駐車場管理システムほか 61,575,207	
減価償却累計	△52,600,697	
ホ 構築物	ヒルズパーキング構築物ほか 41,768,331	
減価償却累計	△38,359,120	
ヘ 工具器具備品	立体駐車場放送設備ほか 17,223,670	
減価償却累計	△17,223,663	
ト 車両運搬具	自動車 5,909,989	
減価償却累計	△5,739,638	
チ リース資産	駅東精算機(2機) 12,768,192	
減価償却累計	△11,704,176	
(3)無形固定資産		379,152
イ 電話加入権	370,552	
ロ 預託金	リサイクル費用 8,600	
資 産 合 計		1,396,668,901

負 債 の 部	内 訳	金 額
1 流動負債		<u>16,109,516</u>
(1)未払金	用地賃借料ほか 15,371,807	
(2)前受金	671,460	
(3)預り金	源泉所得税等 66,249	
2 固定負債		<u>505,686,016</u>
(1)長期借入金	立体駐車場建設未償還元金 〈小松市農協・小松市〉 487,132,000	
(2)延払金負債	ヒルズパーキング延払金 17,490,000	
(3)リース債務	駅東精算機(2機) 1,064,016	
負 債 合 計		521,795,532
差引純資産		874,873,369

2 令和4年度一般財団法人小松市開発公社事業計画

1. 基本方針

公共駐車場施設の円滑な管理運営を行い、市民の利便向上や賑わいにつながる事業を推進し、もって小松市のまちづくり及び発展に寄与する。

2. 駐車場運営事業

(1) 事業活動

小松駅周辺公共駐車場として、小松駅前立体駐車場、ヒルズパーキング駐車場、小松駅南駐車場の計3箇所の時間貸し駐車場（収容台数496台）と、JR高架下駐車場など計11箇所の月極駐車場（収容台数 221台）を運営する。

2024年春の北陸新幹線開業へ向けて、各駐車場の利用状況・利用形態を踏まえ、駐車場毎の適正な料金体系を検討していく。

(2) 投資活動

ヒルズパーキングの取得に伴う計画的な延払いをしていく。

(3) 財務活動

立体駐車場用地取得に伴う民間金融機関からの長期借入金について、事業収益の増収に応じて積極的な繰上げ償還を行い、負債の遁減を図っていく。

(4) 駐車場の概要

①時間貸し駐車場

駐車場名	収容台数(台)	基本料金 (円/1h)	定期料金
		追加料金(円/30分)	(円/台・月)
小松駅前立体駐車場	306	100	6,300(全日) 4,200(夜間)
		50	
ヒルズパーキング	89	100	—
		50	
小松駅南駐車場	101	100	5,200
		50	
合計	496		

②月極駐車場

月極駐車場	収容台数(台)	料金(円/台・月)	摘要
日の出第1月極駐車場	26	4,200	
高架下新町月極駐車場	6	4,200	
高架下新鍛冶町月極駐車場	12 (うち2台)	5,200 (4,700)	(軽自動車)
高架下小寺町月極駐車場	18 (うち6台)	5,200 (4,700)	〃
高架下細工町第1月極駐車場	16 (うち3台)	6,300 (5,800)	〃
高架下細工町第2月極駐車場	14 (うち2台)	6,300 (5,800)	〃
高架下土居原町月極駐車場	30	8,400	
高架下第1月極駐車場	34 (うち5台)	5,800	
高架下第2月極駐車場	29 (うち4台)	5,200	
高架下第3月極駐車場	20 (うち3台)	4,700 (4,200)	(軽自動車)
明峰駅市営月極駐車場	16	3,700	
合 計	221 (うち25台)		

3 令和4年度一般財団法人小松市開発公社予算

(単位:千円)

科 目	予算額	前年度予算額	増減
I 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入	66,502	90,902	△ 24,400
(1) 基本財産運用収入	2	2	0
基本財産利息収入	2	2	0
(2) 事業収入	60,000	84,400	△ 24,400
平面駐車場収入	10,000	35,500	△ 25,500
立体駐車場収入	35,000	35,300	△ 300
受託月極駐車場収入	12,000	11,100	900
サービス券収入	3,000	2,500	500
(3) 雑収入	6,500	6,500	0
その他事業外収入	6,500	6,500	0
2. 事業活動支出	75,562	87,540	△ 11,978
(1) 事業費支出	74,703	86,403	△ 11,700
総係費支出	13,073	13,073	0
平面駐車場支出	15,500	21,700	△ 6,200
立体駐車場支出	19,030	23,030	△ 4,000
受託月極駐車場支出	300	300	0
減価償却費	26,800	28,300	△ 1,500
(2) 管理費支出	859	1,137	△ 278
支払利息支出	859	1,137	△ 278
事業活動収支差額・・・①	△ 9,060	3,362	△ 12,422
II 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入	0	0	0
(1) 固定資産売却収入	0	0	0
(2) 固定資産補償収入	0	0	0
2. 投資活動支出	3,255	5,558	△ 2,303
(1) 延払金支出	1,590	1,590	0
(2) 固定資産取得支出	1,665	3,968	△ 2,303
投資活動収支差額・・・②	△ 3,255	△ 5,558	2,303
III 財務活動収支の部			
1. 財務活動収入	33,061	33,061	0
(1) 長期借入金収入	33,061	33,061	0
2. 財務活動支出	47,230	47,230	0
(1) 長期借入金返済支出	47,230	47,230	0
財務活動収支差額・・・③	△ 14,169	△ 14,169	0
当期収支差額 ①+②+③	△ 26,484	△ 16,365	△ 10,119

4 令和4年度一般財団法人小松市開発公社資金計画

(単位:千円)

区 分	予定額
受 入 資 金	127,913
1 前年度繰越金	28,351
2 前年度未収金	2,058
3 基本財産運用収入	2
4 事業駐車場収入	58,986
5 事業雑収入	5,455
6 長期借入金	33,061
支 払 資 金	99,286
1 前年度未払金	12,430
2 前年度預り金	39
3 総係費	12,742
4 平面駐車場費	5,068
5 立体駐車場費	17,374
6 受託駐車場費	289
7 延払金支出	1,590
8 固定資産取得支出	1,665
9 支払利息	859
10 借入金償還金(定期)	47,230
11 借入金償還金(繰上げ)	0
差 引	28,627

報告第10号

法人の経営状況の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、公益財団法人小松市まちづくり市民財団の経営状況を次のとおり報告する。

令和3年度 公益財団法人 小松市まちづくり市民財団事業報告

2020年1月に日本国内で発生した新型コロナウイルス感染症は、いまだ収束することなく依然として多くの感染者が発生しています。

財団では、県内外の感染状況を見極めながら、全てのお客様が安心して施設をご利用いただけるよう、一部施設の閉館や感染予防対策ガイドラインの見直し等、感染症拡大防止対策を徹底し、施設からのクラスターの発生はなく、安心、安全な施設の提供をすることができました。このような状況の中、令和3年度の施設利用者数は前年度比で14.25%増加したものの、コロナ前の令和元年度比では-38.4%と未だ低い状況にあります。

今後もコロナ禍における厳しい財団運営を余儀なくされますが、徹底した対策を継続し、安心、安全な財団運営に努めてまいります。

また、ワクチン接種会場として小松市民センター、こまつドーム等が使用され、ワクチン接種が円滑に進むよう、側面的な協力に努めて参りました。ワクチン接種は令和4年度以降も継続することが予測されますので、今後も最大限の協力をしてまいります。

令和3年度に実施した事業は、次のとおりです。

◇ 指定管理者制度に基づき管理する施設

○ 小松運動公園末広体育館他9施設

他9施設：末広野球場、末広陸上競技場、末広テニスコート、末広屋外相撲場、末広屋内相撲場、末広屋外幼児プール、念仏林グラウンド、安宅海浜公園
梯川ボートハウス

○ 石川県立小松屋内水泳プール、末広屋外プール

○ 小松市武道館

○ 小松市民センター、北部児童センター

○ 小松市大倉岳高原スポーツ・レクリエーション施設

○ 石川県立航空プラザ

○ こまつドーム

○ 小松市公会堂

○ 東部児童センター

○ 西部児童センター

○ 小松市立老人福祉センター 千松閣

○ 小松サン・アビリティーズ

○ こまつまちづくり交流センター

○ こまつ曳山交流館及びジャパン九谷のふるさと松雲堂

○ 小松市芦城センター

- ◇ 補助金の交付を受けて管理する施設
 - 小松総合体育館
- ◇ 交付金の交付を受けて管理する施設
 - 稚松児童クラブ
 - 東陵児童クラブ
 - 安宅・牧児童クラブ
- ◇ 一部委託を受け実施する事業
 - 地区体育施設管理運営事業
 - マウンテンバイク広場管理運営事業
- ◇ スポーツ振興事業
 - スポーツフェスティバル運営事業
 - スポーツアドバイザー事業
 - こまつアスリート育成事業
 - こどもスポーツ大会開催事業

令和3年度に実施した事業概要は、次のとおりです。

◇ 施設管理運営事業

- 常に安全安心な施設提供を心掛けるとともに、施設の長寿命化を図るため、小松市に対し、大規模工事の要望を行いました。また、令和3年度から工事が始まった「小松総合体育館改修工事」は、令和4年4月をもって完成いたしました。今後、適正な設備運転を行い、快適なスポーツ環境の提供に努めてまいります。

- 令和3年度も利用者満足度調査を実施しました。その結果は以下のとおりです。

【集計結果】

施設名	満足度	施設名	満足度	施設名	満足度
末広体育館	89.6%	小松市公会堂	90.1%	親子つどいの広場	96.8%
末広陸上競技場	85.6%	北部児童センター	96.4%	千松閣	89.1%
末広テニスコート	87.4%	東部児童センター	91.8%	はつらつセンター	90.5%
末広野球場	94.3%	西部児童センター	89.7%	小松サン・アビリティーズ	95.1%
小松屋内水泳プール	83.8%	稚松児童クラブ(保護者)	87.3%	こまつまちづくり交流センター	91.3%
小松総合体育館	87.0%	東陵児童クラブ(保護者)	84.5%	芦城センター	91.5%
小松市武道館	94.6%	安宅・牧児童クラブ(保護者)	77.3%	航空プラザ	87.4%
こまつドーム	87.7%	稚松児童クラブ(児童)	86.9%	こまつ曳山交流館	97.5%
大倉岳高原スキー場	85.8%	東陵児童クラブ(児童)	74.7%		
小松市民センター	95.4%	安宅・牧児童クラブ(児童)	72.8%		

【主な質問内容】

- ・職員の接客態度に関すること
- ・施設の使い勝手に関すること
- ・新型コロナ対策に関すること
- 等

◇ 人材育成の推進

- 令和3年度は、人材育成のため、法令遵守、人権尊重など幅広く各種研修を実施しました。

開催月	研修名
6月	救命法研修(普通救命講習Ⅰ)
7月	接遇研修
9月	インスタグラム研修
9月	人権啓発研修
10月	教養講座
11月	情報セキュリティー研修
12月	ハラスメント予防研修

◇ 監査の実施

- 令和3年度は、現金等の取扱状況や法定点検状況等を重点項目とし、監査を実施しました。その結果、現金等の取扱は適正に行われていたものの、一部、法定点検において改善点が見受けられたので、これを是正しました。

監査実施期間 6月～ 10月

監査結果改善調査期間 1月～ 3月

◇ スポーツ振興事業

- 小松市スポーツフェスティバルの開催

ゆるスポーツや障がい者スポーツを体験する機会を提供し、市民のスポーツライフの推進に寄与しました。

参加人数 : 2, 300 人

- こまつアスリート育成事業

小松市の小・中・高校生のスポーツ選手及びその指導者に対し、「総合的な医科学サポート」等を提供し、競技力の向上に努めました。

アスリート医科学サポート	Sサポート	水泳、ハンドボール等	56 人
	Aサポート	陸上、水泳、スキー等	25 人
	クラブサポート	サッカー、空手	85 人
	合同トレーニング	ハンドボール、飛込み等	22 人
	一貫サポート	カヌー	73 人
小松市スポーツ指導者セミナー	岸大貴選手講演「応援のチカラ」		120 人

○ こまつ子どもスポーツ大学

小松市内の幼児、小学生低学年を対象に「走る」「跳ぶ」「投げる」の基本動作を指導し、運動能力の向上に寄与しました。

参加人数： 幼児 40人
小学生 43人

○ 小松市スポーツアドバイザー事業

新型コロナウイルス感染症の影響により、小学校1校への派遣のみとなりました。

参加人数： 小学生 44人

◇ 文化振興事業

○ 「こまつ曳山交流館」より曳山・伝統芸能の魅力を発信しました。

開催月	行事名
5月	西町子供歌舞伎展
6月～9月	小松の曳山よもやま話展
10月～12月	いしかわ歴史遺産 「平安の世の歴史物語が息づく歌舞伎のまち小松」展
12月	和太鼓の響き「おっしょべ太鼓」
12月～1月	天神堂飾り展
1月	三番叟を舞う人形・菅原道真公掛け軸と人形展
2月	みよっさ講座 一部:豆講座、二部:太棹三味線
2月	歌舞伎名セリフ大会
2月～3月	絵本太功記 衣裳とその小道具展

貸借対照表

令和4年3月31日現在

単位(円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	82,100,304	146,250,596	△64,150,292
普通預金	81,217,864	145,264,546	△64,046,682
小口現金	882,440	986,050	△103,610
未収金	114,455,750	61,243,075	53,212,675
貯蔵品	56,476	0	56,476
流動資産合計	196,612,530	207,493,671	△10,881,141
2. 固定資産			
(1) 基本資産			
定期預金	16,973,649	16,973,649	0
基本財産合計	16,973,649	16,973,649	0
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	48,926,057	48,926,057	0
退職給付引当資産	48,926,057	48,926,057	0
特別定期預金	63,868,000	63,868,000	0
特別定期預金	63,868,000	63,868,000	0
児童クラブ運営費積立資産	19,195,000	14,395,000	4,800,000
児童クラブ運営費積立資産	19,195,000	14,395,000	4,800,000
小松総合体育館特別修繕引当資産	13,000,000	13,000,000	0
小松総合体育館特別修繕引当資産	13,000,000	13,000,000	0
特定資産合計	144,989,057	140,189,057	4,800,000
(3) その他固定資産			
有形固定資産	538,403,807	517,225,504	21,178,303
建物	526,994,710	509,574,131	17,420,579
什器備品	6,002,394	6,957,012	△954,618
車両運搬具	5,406,703	694,361	4,712,342
その他固定資産合計	538,403,807	517,225,504	21,178,303
固定資産合計	700,366,513	674,388,210	25,978,303
資産合計	896,979,043	881,881,881	15,097,162
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	87,715,351	103,135,845	△15,420,494
未払金	87,715,351	103,135,845	△15,420,494
預り金	1,813,537	2,057,903	△244,366
預り金	1,813,537	2,057,903	△244,366
前受金	1,887,770	3,598,550	△1,710,780
前受金	1,887,770	3,598,550	△1,710,780
流動負債合計	91,416,658	108,792,298	△17,375,640

科 目	当年度	前年度	増 減
2. 固定負債			
退職給付引当金	48,926,057	48,926,057	0
固定負債合計	48,926,057	48,926,057	0
負債合計	140,342,715	157,718,355	△17,375,640
Ⅲ 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
基本財産	16,973,649	16,973,649	0
日本財団補助	250,000,000	250,000,000	0
石川県補助	40,000,000	40,000,000	0
小松市補助	343,643,071	282,860,071	60,783,000
指定正味財産合計	650,616,720	589,833,720	60,783,000
(うち基本財産への充当額)			
(うち特定資産への充当額)			
2. 一般正味財産	106,019,608	134,329,806	△28,310,198
(うち基本財産への充当額)			
(うち特定資産への充当額)			
正味財産合計	756,636,328	724,163,526	32,472,802
負債及び正味財産合計	896,979,043	881,881,881	15,097,162

正味財産増減計算書

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

単位(円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
小松市受託収益	407,227,819	413,637,548	△6,409,729
使用料収益	137,759,423	116,063,810	21,695,613
補助金	144,892,573	141,961,823	2,930,750
財団運営補助金	81,117,321	84,400,494	△3,283,173
小松総合体育館補助金	12,500,000	12,670,000	△170,000
小松総合体育館改修事業補助金	19,098,000	12,271,000	6,827,000
スポーツ・文化振興事業補助金	17,630,000	18,189,000	△559,000
職員派遣事業補助金	14,547,252	14,431,329	115,923
負担金	9,989,300	8,972,900	1,016,400
自主事業収益	2,510,930	8,074,219	△5,563,289
交付金	27,805,929	23,615,700	4,190,229
(2) 経常外収益			
受取利息	24,989	44,721	△19,732
預金利息	24,989	44,721	△19,732
雑収入	10,402,292	10,923,056	△520,764
受取手数料	6,969,682	7,111,329	△141,647
雑収入	3,432,610	3,811,727	△379,117
経常収益計	740,613,255	723,293,777	17,319,478
(3) 経常費用			
事業費	686,658,086	668,749,843	17,908,243
給料	34,156,800	35,894,700	△1,737,900
手当	16,919,796	14,227,868	2,691,928
賃金	179,025,941	178,877,801	148,140
法定福利費	30,185,987	30,154,356	31,631
退職給付支出	0	3,311,412	△3,311,412
旅費	434,548	501,690	△67,142
消耗品費	18,057,897	19,000,424	△942,527
燃料費	4,092,025	2,644,975	1,447,050
光熱水費	95,083,962	89,190,392	5,893,570
印刷製本費	807,368	707,776	99,592
通信運搬費	3,011,591	2,828,666	182,925
委託料	159,775,899	158,211,429	1,564,470
手数料	1,606,007	1,584,516	21,491
使用料及び賃借料	18,386,442	16,063,552	2,322,890
修繕料	41,542,162	27,433,605	14,108,557
原材料費	1,297,257	1,456,983	△159,726
負担金	1,073,416	1,186,416	△113,000
食糧費	190,129	80,937	109,192
損害保険料	2,848,451	2,496,750	351,701
公課費	20,605,149	21,675,293	△1,070,144
動力費	5,500,286	7,941,989	△2,441,703

科 目	当年度	前年度	増 減
交際費	31,565	24,236	7,329
福利厚生費	0	14,338	△14,338
賄材料費	2,467,407	4,421,068	△1,953,661
広告料	685,459	732,989	△47,530
報償費	3,340,567	3,249,297	91,270
備品費	1,846,816	1,440,741	406,075
減価償却費	43,685,159	43,395,644	289,515
総係費	79,649,230	82,834,303	△3,185,073
給料	17,658,600	23,290,100	△5,631,500
手当	8,903,813	15,256,403	△6,352,590
賃金	25,600,461	22,560,145	3,040,316
法定福利費	12,509,007	11,385,509	1,123,498
旅費	10,633	3,788	6,845
費用弁償	36,000	45,000	△9,000
消耗品費	941,369	2,079,081	△1,137,712
燃料費	500,807	364,077	136,730
印刷製本費	74,360	71,500	2,860
通信運搬費	446,900	421,711	25,189
委託料	8,497,716	2,344,468	6,153,248
手数料	454,140	552,275	△98,135
使用料及び賃借料	1,012,347	944,103	68,244
修繕料	789,399	1,054,743	△265,344
原材料費	0	0	0
負担金	32,775	32,150	625
食糧費	3,520	1,920	1,600
損害保険料	307,630	254,240	53,390
公課費	147,400	141,000	6,400
交際費	2,000	2,000	0
福利厚生費	605,463	577,484	27,979
報償費	48,000	58,956	△10,956
報酬	192,500	192,500	0
備品費	874,390	1,201,150	△326,760
経常費用計	766,307,316	751,584,146	14,723,170
評価損益等調整前当期経常増減額	△25,694,061	△28,290,369	2,596,308
当期経常増減額	△25,694,061	△28,290,369	2,596,308
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
過年度損益修正益	25,035	2,743,200	△2,718,165
経常外収益計	25,035	2,743,200	△2,718,165
(2) 経常外費用			
過年度損益修正損	2,641,172	622,641	2,018,531
経常外費用計	2,641,172	622,641	2,018,531
当期経常外増減額	△2,616,137	2,120,559	△4,736,696
当期一般正味財産増減額	△28,310,198	△26,169,810	△2,140,388
一般正味財産期首残高	134,329,806	160,499,616	△26,169,810
一般正味財産期末残高	106,019,608	134,329,806	△28,310,198
II 指定正味財産増減の部			
指定受取補助金	60,783,000	0	60,783,000

科 目	当年度	前年度	増 減
小松市補助金	60,783,000	0	60,783,000
当期指定正味財産増減額	60,783,000	0	60,783,000
指定正味財産期首残高	589,833,720	589,833,720	0
指定正味財産期末残高	650,616,720	589,833,720	60,783,000
Ⅲ 正味財産期末残高	756,636,328	724,163,526	32,472,802

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

建物・・・定額法によっている。

ただし、従来、減価償却を行なっていなかった固定資産については、新会計基準適用初年度(H18年度)の期首の帳簿価格を取得価格とみなし、適用初年度から実施することとした。

この減価償却を実施するに際して、適用する耐用年数は、新規に取得した場合の耐用年数から経過年数を控除した年数によっている。

(2) 引当金の計上基準

退職給付引当金・・・期末退職給与の要支給相当額を計上している。

小松総合体育館特別修繕引当金・・・今後発生する修繕に備えるもの。

(3) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込み方式によっている。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
定期預金	16,973,649	0	0	16,973,649
小 計	16,973,649	0	0	16,973,649
特定資産				
有形固定資産（建物）	509,574,131	60,783,000	43,362,421	526,994,710
退職給付引当資産	48,926,057	0	0	48,926,057
児童クラブ 運営費積立	14,395,000	4,800,000	0	19,195,000
小松総合体育館 特別修繕引当資産	13,000,000	0	0	13,000,000
特別定期預金	63,868,000	5,000,000	5,000,000	63,868,000
その他固定資産				
什器備品	6,957,012	1,589,440	2,544,058	6,002,394
車両運搬具	694,361	5,030,000	317,658	5,406,703
小 計	657,414,561	77,202,440	51,224,137	683,392,864
合 計	674,388,210	77,202,440	51,224,137	700,366,513

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味 財産からの充当 額)	(うち一般正味 財産からの充当 額)	(うち負債に対応 する額)
基本財産				
定期預金	16,973,649	16,973,649	-	-
小 計	16,973,649	16,973,649	-	-
特定資産				
建物	526,994,710	410,727,375	116,267,335	-
退職給付引当資産	48,926,057	-	48,926,057	-
児童クラブ運営費積立	19,195,000	-	19,195,000	-
小松総合体育館 特別修繕引当資産	13,000,000	-	13,000,000	-
特別定期預金	63,868,000	-	63,868,000	-
その他固定資産				
什器備品	6,002,394	-	6,002,394	-
車両運搬具	5,406,703	-	5,406,703	-
小 計	683,392,864	410,727,375	272,665,489	-
合 計	700,366,513	427,701,024	272,665,489	-

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高（直接法）

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
建 物	1,370,452,751	843,458,041	526,994,710
什 器 備 品	22,757,249	16,754,855	6,002,394
車 両 運 搬 具	8,424,130	3,017,427	5,406,703

5. 補助金等の内訳並びに交付者, 当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者, 当期の増減額及び残高は, 次のとおりである。

(単位:円)

補助金の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
補助金						
日本財団	日本財団	250,000,000	0	0	250,000,000	指定正味財産
石川県補助金	石川県	40,000,000	0	0	40,000,000	指定正味財産
小松市補助金	小松市	282,860,071	60,783,000	0	343,643,071	指定正味財産
合計		572,860,071	60,783,000	0	633,643,071	

財産目録
令和4年3月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)	小口現金	手元管理	運転資金として	882,440
			小計	[882,440]
	預金	普通預金 北國銀行 小松支店	運転資金として	81,217,864
			小計	[81,217,864]
	未収金		小松市受託料・補助金	107,663,948
			使用料収益	5,241,810
			受取手数料	437,036
			雑収入	1,112,956
			小計	[114,455,750]
	貯蔵品		総係	3,885
			小松運動公園	4
			水泳プール	2,810
			小松総合体育館	1,340
			小松市武道館	928
			市民センター	9,394
		北部児童センター	3,024	
		大倉岳高原スキー場	11,771	
		航空プラザ	6,788	
		こまつドーム	5,139	
		公会堂	1,338	
		稚松児童クラブ①	315	
		稚松児童クラブ②	2,016	
		東部児童センター	1,014	
		東陵児童クラブ	1,428	
		西部児童センター	1,736	
		千松閣	336	
		小松サン・アビリティーズ	1,400	
		まちづくり交流センター	460	
		こまつ曳山交流館	1,350	
		小計	[56,476]	
流動資産合計				196,612,530
(固定資産)				
基本財産	預金	定期預金 小松市農業共同組合、北國銀行小松支店		16,973,649
			小計	[16,973,649]
特定資産	退職給付引当資産	北國銀行 小松支店 北陸銀行 小松支店 はくさん信用金庫 小松支店	職員退職給与相当額	28,926,057
				10,000,000
				10,000,000
				[48,926,057]
	定期預金	特別定期預金 金沢信用金庫 小松中央支店 ゆうちょ銀行 京町郵便局 福井銀行 小松支店 楽天銀行 PayPay銀行 北陸労働金庫 小松支店 北國銀行 小松支店 北國銀行 小松支店	運転資金として	10,000,000
				10,000,000
				10,000,000
				10,000,000
				10,000,000
				5,000,000
				2,393,000
				6,475,000
			小計	[63,868,000]
	児童クラブ運営費積立資産	北國銀行 小松支店		19,195,000
	小松総合体育館特別修繕引当資産	北國銀行 小松支店		13,000,000
			小計	[32,195,000]
その他固定資産	有形固定資産			
	建物			458,300,872
	電気設備			43,920,260
	空調和設備			11,009,494
	給排水衛生設備			13,602,489
	下水道内宅設備			161,595
			小計	[526,994,710]

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
	什器備品 車両運搬具	管理局他施設 同上		6,002,394 5,406,703 小計 [11,409,097]
固定資産合計				700,366,513
資産合計				896,979,043
(流動負債)	未払金		賃金・法定福利費 消耗品費 備品費 什器備品費 光熱水費 委託料 修繕料 動力費 公課費 市委託料戻し 車両運搬具 その他	14,991,924 946,697 211,200 1,209,890 1,024,962 35,336,888 7,706,006 966,570 4,351,749 7,606,821 5,030,000 8,332,644 小計 [87,715,351]
	預り金 前受金		社会保険料他 小松市武道館 市民センター こまつドーム 公会堂 小松サン・アビリティーズ 小松市芦城センター	1,813,537 2,160 826,130 124,080 859,020 5,980 70,400 小計 [1,887,770]
流動負債合計				91,416,658
(固定負債)	退職給付引当金	職員に対するもの	職員の退職金支払いに備えるもの	48,926,057
固定負債合計				48,926,057
負債合計				140,342,715
正味財産				756,636,328

令和4年度

公益財団法人 小松市まちづくり市民財団予算

(総 則)

第1条 令和4年度公益財団法人小松市まちづくり市民財団の予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第 1 款	事 業 収 益		794,977千円
第 1 項	施設管理運営事業収益		718,872千円
第 2 項	スポーツ振興事業収益		17,836千円
第 3 項	地域活性化事業収益		25,405千円
第 4 項	文化交流事業収益		27,564千円
第 9 項	特定資産取崩収入		5,300千円
第 2 款	事 業 外 収 益		22,314千円
第 1 項	事 業 外 収 益		22,314千円
		支	出
第 1 款	事 業 費		815,493千円
第 1 項	施設管理運営事業		743,972千円
第 2 項	スポーツ振興事業		17,836千円
第 3 項	地域活性化事業		26,085千円
第 4 項	文化交流事業		27,600千円

(資本的収入及び支出)

第3条 資本的支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第 2 1 款	資 本 的 収 益	1 6 3, 0 4 0千円
第 3 項	補助金	1 6 3, 0 4 0千円

支 出		
第 3 1 款	資 本 的 支 出	1 6 4, 8 3 8千円
第 2 項	建設改良費	1 6 3, 0 4 0千円
第 3 項	有形固定資産購入費	1, 7 9 8千円

不足分については、収益的収入をもって充てる。

(理事会の議決を経なければ流用することができない経費)

第4条 次に掲げる経費については、それ以外の経費に流用する場合は理事会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 80,249千円

令和4年3月11日 提出

理 事 長 越 田 幸 宏

報告第11号

法人の経営状況の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、株式会社こまつ賑わいセンターの経営状況を次のとおり報告する。

1 第24期 株式会社こまつ賑わいセンター決算

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

第24期における株式会社こまつ賑わいセンターの事業実績は次のとおりです。

1. 事業実績の概要

小松駅周辺では、北陸新幹線の小松駅新駅舎の外観工事が完成してきました。この、鉄道高架下の有効活用に向けては、在来線と新幹線の高架下を一体的に整備し、2023年春の一部供用開始に向けて、工事が進められています。

また、小松駅東地区の市営小松駅東駐車場跡地では、新たな複合ビルの建設に向け、埋蔵文化財の発掘調査が開始されました。

2024年春には、北陸新幹線開通、新複合ビルの完成など、南加賀地域の重要拠点である小松にふさわしい駅周辺となり、更なる賑わい創出が図られるものと期待されます。

弊社が運営している小松駅在来線高架下の「小松うどん道場 つるっと」は、平成22年10月から店舗営業を開始し、小松うどんを全国にPR展開するなど様々な活動をしてきました。

今般、12年間の営業展開において一応の成果を見出すことができたので、令和4年4月より現在の業務委託者に事業譲度することにいたしました。

子育て支援施設のカブッキーランドは、本年度も新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和3年5月14日より6月13日まで、7月31日から9月13日まで休館を余儀なくされました。

前年度に引き続き来場者の安全を期するため、入場組数の制限、マスク着用や手指消毒、検温等、徹底した予防対策に努めました。

今年度よりクッキングスタジオにおいて、小松市の事業として市内保育園年長児を対象にした「小松市こども食育教室」事業を実施し、延35園629名の園児が調理を通じて食育の大切さを体験しました。

施設の経営面では、今年度もコロナ対策にかかる休館や、再開後の来場者入場制限の実施などが大きく影響し、来場者数は30,654人(対前年度11.9%減)、入場料収入は6,995,688円(対前年度18.9%減)となりました。

これらの売上に家賃収入や補助金収入などを合わせた当期の売上総利益金額は289,318,074円(対前年度1.3%減)となり、経費の縮減など効率的な事業運営に努めた結果、当期の純利益金額は99,677円となりました。

貸借対照表

(令和4年3月31日現在)

(単位：円)

資 産 の 部

1. 流動資産

(1) 現金	323,410	
(2) 預金	36,283,212	
(3) 前払家賃	19,350,940	
(4) 未収入金	10,114,023	
(5) 前払金	20,500	
流動資産合計		<u>66,092,085</u>

2. 固定資産

(有形固定資産)

(1) 建 物	151,381,070	
(2) 建物附属設備	205,495,778	
(3) 工具器具備品	391,053	

(無形固定資産)

(1) ソフトウェア	<u>487,217</u>	
------------	----------------	--

(投資その他の資産)

(1) 敷金	<u>57,671,220</u>	
固定資産合計		<u>415,426,338</u>

資産合計		<u>481,518,423</u>
------	--	--------------------

負 債 の 部

3. 流動負債

(1) 未払金	4,193,055	
(2) 未払法人税等	168,200	
(3) 預り金	106,442	
(4) 前受家賃	18,165,898	
(5) 未払消費税等	3,285,000	
流動負債合計		<u>25,918,595</u>

4. 固定負債

(1) 長期借入金	408,451,414	
(2) 預り保証金	13,774,760	
(3) 退職給付引当金	2,000,000	
(4) 修繕引当金	5,400,000	
固定負債合計		<u>429,626,174</u>

負債合計		<u>455,544,769</u>
------	--	--------------------

純 資 産 の 部

5. 株主資本		
資本金		17,050,000
(利益剰余金)		
その他利益剰余金		11,423,654
繰越利益剰余金		11,423,654
自己株式	△	2,500,000
純資産合計		<u>25,973,654</u>
負債・純資産合計		<u>481,518,423</u>

損益計算書

(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(単位：円)

1. 売上高

(1) カブッキーランド売上	6,995,688	
(2) うどん売上	8,904,957	
(3) 補助金収入	17,925,583	
(4) 家賃収入	248,673,664	
(5) 受託収入	<u>6,818,182</u>	
		<u>289,318,074</u>

売上総利益金額 289,318,074

2. 販売費及び一般管理費

(1) 役員報酬	2,996,866	
(2) 給料	14,250,273	
(3) 退職金	175,869	
(4) 法定福利費	2,033,199	
(5) 福利厚生費	57,268	
(6) 委託費	12,118,173	
(7) 通信費	336,722	
(8) 減価償却費	25,531,460	
(9) 使用料及び賃借料	3,288,838	
(10) 支払保険料	165,287	
(11) 修繕費	33,340	
(12) 水道光熱費	2,545,244	
(13) 消耗品費	1,583,471	
(14) 租税公課	3,795,485	
(15) 支払報酬	65,255	
(16) 広告宣伝費	50,000	
(17) 支払手数料	97,956	
(18) 新聞図書費	8,056	
(19) 会議費	3,538	
(20) 支払家賃	214,984,908	
(21) 工事費	27,273	
(22) 負担金	1,129,455	
(23) 退職給付費用	1,000,000	
(24) 修繕引当金繰入	1,200,000	
(25) 材料費	596,990	
		<u>288,074,926</u>

営業損益金額 1,243,148

営業外収益

(1) 受取利息	925	
(2) 雑収入	<u>819,240</u>	
		<u>820,165</u>

営業外費用

(1) 支払利息割引料	<u>1,057,336</u>		
		<u>1,057,336</u>	
営業外利益金額			△ 237,171
經常利益金額			<u>1,005,977</u>
税引前当期純利益金額			1,005,977
法人税, 住民税及び事業税			<u>906,300</u>
当期純利益金額			<u>99,677</u>

剰余金計算書

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

(単位：円)

1. 利益剰余金		
(1) 前年度末残高	11,323,977	
(2) 当期変動額	99,677	
(3) 当年度末残高		<u>11,423,654</u>

剰余金処分計算書

(単位：円)

1. 当年度未処分利益剰余金	11,423,654
2. 利益剰余金処分額	<u>0</u>
3. 翌年度繰越利益剰余金	<u>11,423,654</u>

株主資本等変動計算書

(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(単位：円)

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		その他の利益剰余金	利益剰余金合計			
	繰越利益剰余金					
当期首残高	17,050,000	11,323,977	11,323,977	2,500,000	25,873,977	25,873,977
当期変動額	0	99,677	99,677		99,677	99,677
当期純利益		99,677				
当期末残高	17,050,000	11,423,654	11,423,654	2,500,000	25,973,654	25,973,654

財務諸表に対する注記

(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

1. この計算書類は、「中小企業の会計に関する基本要領」によって作成しています。
2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記
 - (1) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産については、法人税法に基づく減価償却の方法を適用しています。
 - (2) 計算書類作成のための重要な事項
 - ①リース取引の処理方法

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。
 - ②消費税の会計処理

消費税等の会計は、税抜き方式によっています。
3. 貸借対照表等に関する注記
 - (1) 減価償却累計額の金額

減価償却累計額	85,947,407円
---------	-------------
4. 株主資本等変動計算書に関する注記
 - (1) 発行済み株式の数

前期末株式数（発行済普通株式）	341株
当期増加株式数（発行済普通株式）	
当期減少株式数（発行済普通株式）	
当期末株式数（発行済普通株式）	341株
前期末株式数（発行済優先株式）	
当期増加株式数（発行済優先株式）	
当期減少株式数（発行済優先株式）	
当期末株式数（発行済優先株式）	
 - (2) 自己株式の数

前期末株式数	50株
当期増加株式数	
当期減少株式数	
当期末株式数	50株

第 2 4 期 財産目録

(令和 4 年 3 月 31 日現在)

(単位：円)

資産の部	摘 要	金 額
1. 流動資産		66,092,085
(1) 現金預金		36,606,622
ア. 現 金	カブッキーランド, つるっと, 会社小口	323,410
イ. 預 金		36,283,212
	決済用普通預金 (期末現在高)	8,640,277
	北國銀行 小松中央支店	1,204,836
	北國銀行 小松中央支店	1,398,223
	北國銀行 小松中央支店	8,599
	北國銀行 小松中央支店	5,407,619
	北國銀行 小松中央支店	621,000
	普通預金	10,543,434
	北國銀行 小松中央支店	10,247,856
	北國銀行 小松支店	295,578
	定期預金	17,099,501
	北陸信用金庫小松中央支店	5,020,313
	北國銀行 小松中央支店	5,027,872
	北國銀行 小松中央支店	
	北國銀行 小松支店	7,051,316
(2) 前払家賃	前払家賃 (令和 4 年 4 月分)	19,350,940
(3) 未収入金		10,114,023
	受託料	1,100,000
	小松市補助金	7,425,583
	その他(クレジット分, 自販機売上手 数料)	1,588,440
(4) 前払金		20,500
2. 固定資産		415,426,338
(1) 有形固定資産		357,267,901
	建物(大学内装工事, まち家改修工事, つ るっと)	151,381,070
	建物付属設備(大学(電気, 空調, 給排水), つるっと, カブッキーランド倉庫換気, 1 階自動ドア増設)	205,495,778
	工具器具備品 (ノートパソコン他)	391,053
(2) 無形固定資産	ソフトウェア (会計ソフト)	487,217
(3) 投資その他の資産		57,671,220
	敷金(青山ライフプロモーション)	57,671,220
資産合計		481,518,423

負債の部	摘 要	金 額
1. 流動負債		<u>25,918,595</u>
(1) 未払金		4,193,055
	委託費(警備, シルバー, 廃棄物処分, 他) 976,715	
	負担金(小松まちなか賑わい創出支援事業) 1,000,000	
	その他 2,216,340	
(2) 未払法人税等		168,200
	法人税・市民税 168,200	
(3) 預り金		106,442
	職員源泉所得税, " 住民税, " 駐車場使用料 106,442	
(4) 前受家賃		18,165,898
	家賃(令和4年4月分) 18,165,898	
(5) 未払消費税等		3,285,000
	消費税 3,285,000	
2. 固定負債		<u>429,626,174</u>
(1) 長期借入金		408,451,414
	北國銀行 小松支店 408,451,414	
(2) 預り保証金		13,774,760
	預り敷金 13,774,760	
(3) 退職給付引当金		2,000,000
(4) 修繕引当金		2,000,000
	5,400,000	5,400,000
負債合計		455,544,769
純資産の部	摘 要	金 額
1. 株主資本		<u>25,973,654</u>
(1) 資本金		17,050,000
(2) 利益剰余金		11,423,654
(3) 自己株式		△ 2,500,000
純資産合計		25,973,654
負債・純資産合計		481,518,423

2 第25期 株式会社こまつ賑わいセンター事業計画

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

1. 事業概要

2024年開業予定の北陸新幹線、小松駅東地区における新複合ビルの建設など、小松駅周辺は大きく変わりつつあります。

小松駅南ブロックに複合ビルとして建設された「こまつアズスクエア」は、開業から5年目を迎え、弊社が2階3階をサブリースする「公立小松大学」では、今年度において初めての卒業生を迎えることができたほか、新たに大学院が設置されました。

1階で運営する、子育て支援施設の「カブッキーランド」は、令和3年度末において、延べ26万人の来場者がありました。

令和4年度においても、長引く新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努めた中で、「すくすく広場」での親子交流イベントの実施や、「クッキングスタジオ」では、昨年度から始まった「小松市こども食育教室」や一般向けの食育事業を行うなど、安全の確保を保ちつつ更なる誘客の促進に努めます。

また、子育て支援事業の「こまつファミリーサポートセンター」では、産前産後サポートなど家事・育児支援の充実に向け、協力会員拡大を図ります。

いよいよ2023年春には小松駅の在来線、北陸新幹線の高架下に「(仮称)小松駅高架下観光交流センター」が開設されます。

小松市より「都市再生推進法人」として指定された実績を踏まえ、鉄道高架下施設の指定管理者として認定されるよう取り組むとともに、認定後は、観光誘客、地域住民との交流施設としてスムーズな運営ができるよう取り組みます。

今後とも、変化が著しい小松駅周辺の展開を見据えながら、高架下の有効活用に向け、更なる賑わいの創出に努めます。

3 第25期 株式会社こまつ賑わいセンター予算

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

(総 則)

第1条 第25期 株式会社こまつ賑わいセンターの予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入	
第1款	営業収益	283,405	千円	
第1項	営業収益	281,955	千円	
第2項	営業外収益	1,450	千円	
		支	出	
第1款	営業費用	283,170	千円	
第1項	営業費用	281,660	千円	
第2項	営業外費用	1,010	千円	
第3項	特別損失	500	千円	

(資本的収入及び支出)

第3条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入	
第1款	資本的収入	400,508	千円	
第1項	借入金	400,508	千円	
		支	出	
第1款	資本的支出	19,357	千円	
第1項	借入金償還金	19,357	千円	

(一時借入金)

第4条 一時借入金の額は、30,000千円と定める。